

決議案第 1 号

決議案について

別紙、「植田通孝議員に対する議員辞職勧告決議（案）」を議決されたく、加西市会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年 2月27日提出

加西市議会議長 三宅 利弘 様

提出者 加西市議会議員

賛成者

〃

〃







〃

〃

〃

〃

〃

森	元	清	蔵	
森	田	博	道	
衣	望	利	則	
長	田	謙	一	
織	部		徹	
中	右	憲	利	

植田通孝議員に対する議員辞職勧告決議（案）

加西市議会は、平成 26 年 10 月 3 日の議員協議会において「議員の区長等への就任について」の申し合わせ事項を全議員一致で決定した。この内容は「市議会議員は、全市的な見地から厳正公正な立場で市政を考え、議員活動に専念すべきであるため区長（自治会長）、農会長に就任しないこと。ただし、この申し合わせを決定した時に、区長、農会長である議員は、残任期間はこれを適用しない。」というものである。

また、市民には、平成 26 年 11 月の加西市議会だよりに内容を掲載して周知徹底し、平成 27 年の加西市議会議員選挙において選出された議員もこの申し合わせ事項を遵守してきた。

ところが、平成 29 年になり、植田通孝議員は、居住の自治会の初総会に参加せず、議員は区長を兼任できない旨を住民に十分説明し理解を求める努力を怠り、区長に選任され、自ら決めたこの申し合わせ事項を守らず区長に就任した。

この事態に対し、2 月 20 日に議長から「申し合わせ事項を遵守され、即刻是正されるよう通告します。」との通告書が植田通孝議員に手渡されました。しかし、植田通孝議員は、この通告にも従わず、兼任状態を続けている。

議員として全市的な見地から厳正公正な立場で市政を考えていくために、市民に周知徹底を図ってきたこの申し合わせ事項を遵守しない植田通孝議員の行為は、加西市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させるものである。

さらに、植田通孝議員の行為は、全ての加西市議会の申し合わせ事項を、個々の議員の判断で無効にしてしまうことになり断じて許すことはできない。

よって、植田通孝議員は、事態の重大さを真摯に受け止め、速やかに市議会議員の職を辞するよう勧告する。

平成 29 年 2 月 27 日

加西市議会